

公 告

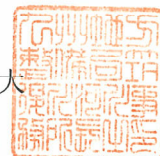
令和4年度 筑後川河川事務所管内（筑後川、矢部川）等における災害時等応急対策業務 （航空写真撮影）に関する基本協定

次のとおり公告します。

令和4年 1月14日

九州地方整備局

筑後川河川事務所長 吉田 大



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和4年度 筑後川河川事務所管内（筑後川、矢部川）等における災害時等応急対策業務（航空写真撮影）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、筑後川河川事務所が管理する直轄区間（筑後川、矢部川）等において発生した災害対策に関し、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的として、必要な体制と災害調査の能力を確保するため災害時等応急対策業務（航空写真撮影）を行うことを目的とするものである。

また、筑後川河川事務所管理区間（筑後川、矢部川）外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定区間

筑後川河川事務所管内

筑後川、矢部川 等

(4) 基本協定期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(5) 基本協定締結業者の選定については、業務実績、緊急時対応能力、地域精通度等を総合的に評価して、協定締結業者5社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に航空写真撮影を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 福岡県、佐賀県、大分県内のいずれかに本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成24年度以降に国、県または市町村等が発注した河川に関する航空写真撮影業務の実績があること。なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 令和2年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は加点しない。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、5名以上の測量士又は測量士補の資格を有する者を早急に対応させることができること。（ただし、1名以上の測量士を必要とする。）

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 防災情報課

電話 0942-33-9193（直通）

FAX 0942-35-0224（直通）

担当：地域防災調整官 山下 浩史（内線305）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和4年1月14日（金）から令和4年2月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
（ただし、最終日は12時00分まで）

- ② 交付場所：〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 防災情報課

- ③ 交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書の提出期間並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間：令和4年1月14日（金）から令和4年2月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
（ただし、最終日は12時00分まで）

- ② 提出場所：上記4.（1）に同じ。

- ③ 提出方法：持参又は郵送、FAX等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

FAX番号は上記4.（1）とし、送信後は電話により着信を確認すること。

5. その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。